

児童・生徒が学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第19条により医師が感染の恐れがないと認めるまで、出席停止をさせることができるようになっております。このため、登校するときは、右の証明書を学校に提出してください。保護者のみの受診で証明書を発行していただくことはできません。

学校感染症名	登校停止期間の基準
第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）、中東呼吸器症候群（MERS）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）を除く）※	発症後5日（発熱の翌日を1日目として）を経過し、かつ解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで
新型コロナウイルス感染症※	発症後5日（発熱の翌日を1日目として）を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後2日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、A型肝炎、B型肝炎、C型肝炎）	病状により学校医・その他の医師において登校に支障なしと認められるまで。

※新型コロナウイルス感染症・インフルエンザに関しては、医師からの証明は不要です。保護者記入用の別途様式のご提出をお願いいたします。

(2023.6改訂)

## 登校・登園許可証明書

学校名
年 組 氏 名
※この枠内は保護者の方がご記入ください

《病名》 下記のうち該当するものを丸で囲んでください

第一種感染症 (病名 )

第二種感染症

- ・インフルエンザ
- ・百日咳
- ・流行性耳下腺炎
- ・水痘
- ・結核
- ・新型コロナウイルス感染症
- ・麻疹
- ・風しん
- ・咽頭結膜熱
- ・髄膜炎菌性髄膜炎

第三種感染症 (病名 )

本日の診察の結果、上記疾病は、( 治癒 ・ 軽快 ) しましたので、  
年 月 日 から登校・登園を許可します。

年 月 日

医療機関住所

医療機関名

医師氏名

印

切り取って提出してください